別表第二の三第二号の二(39)を同号(40)とし、同号(38)中(vii)を(viii)とし、(iv)から(vi)までを(v)から(vii)までとし、同号(38)(iii)の次に次のように加える。

(iv)　刃物並びにスプーン、フォーク、ひしやく、しやくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具

別表第二の三第二号の二(38)を同号(39)とし、同号(37)中「ジルコニウム」の下に「、マンガン」を加え、同号(37)を同号(38)とし、同号中(36)を(37)とし、(35)を(36)とし、(34)を(35)とし、同号(33)(i)中「線」の下に「、板、シート及びストリップ」を加え、同号(33)(ii)及び(iii)を次のように改める。

(ii)　裏張りしたアルミニウムのはく

(iii)　アルミニウム製の管及び管用継手

別表第二の三第二号の二(33)を同号(34)とし、同号(32)を同号(33)とし、同号(31)(ii)を次のように改める。

(ii)　銅製の管、管用継手及び座金並びにより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品

別表第二の三第二号の二(31)(iii)を削り、同号(31)を同号(32)とし、同号(30)(i)を次のように改める。

(i)　鋼矢板及び溶接形鋼

別表第二の三第二号の二(30)中(xii)を(xiii)とし、(iv)から(xi)までを(v)から(xii)までとし、同号(30)(iii)を次のように改める。

(iii)　鉄鋼製の管用継手

別表第二の三第二号の二(30)(iii)を同号(30)(iv)とし、同号(30)(ii)中「鉄鋼製」を「鋳鉄製又は鉄鋼製」に改め、同号(30)(ii)を同号(30)(iii)とし、同号(30)(i)の次に次のように加える。

(ii)　レール、ガードレール、ラックレール、トングレール、轍差(てつさ)及び転轍棒(てつ)その他の分岐器の構成部分並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの

別表第二の三第二号の二(30)を同号(31)とし、同号(29)(i)及び(ii)を次のように改める。

(i)　一次材料及び粒状又は粉状の物品

(ii)　鉄及び非合金鋼

別表第二の三第二号の二(29)(iii)中「のインゴットその他の一次形状のもの、半製品、フラットロール製品、棒、形鋼及び線」を削り、同号(29)を同号(30)とし、同号中(28)を(29)とし、(4)から(27)までを(5)から(28)までとし、同号(3)(ii)中「クロロ硫酸」の下に「、ふつ化水素」を加え、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)(iii)中「ピッチコークス」を「ピッチ及びピッチコークス」に改め、同号(2)(iv)中「調製品」の下に「並びに廃油」を加え、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2)　マンガン鉱及び含鉄マンガン鉱

別表第二の四中「カザフスタン」の下に「、キルギス」を、「シリア」の下に「、タイ、トルコ」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年一月二十三日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
経済産業大臣　武藤　容治

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年二月一日とする。

環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令

内閣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第五項に規定する海洋投入処分をいう。）を除く。次号において同じ。）を行った同法第十四条第一項に規定する産業廃棄物の数量が一万トン以上であること。

二　当該年度の前年度において処分を行った廃プラスチック類の数量が千五百トン以上であること。

附　則

この政令は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年二月一日）から施行する。

環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂